

答申第63号（諮問第65号）

「平成12年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」の不存在決定に対する審査請求に係る答申書

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年11月29日付けで、「平成12年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成16年12月13日、本件請求に係る公文書を「平成12年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」であると判断し、不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書が存在しない理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

上記公文書については、平成14年4月1日以降、作成又は取得していないため。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法第5条の規定に基づき、平成17年2月7日、本件処分を不服として実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行った。

4 諮問

諮問庁は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成17年2月23日、本件審査請求事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 争点

条例施行日前の公文書に対する不存在決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

争点（条例施行日前の公文書に対する不存在決定について）

（1）請求人の主張

そもそも、実施機関が文書の「不存在決定」をすることなど出来ない。文書が存在するか存在しないかは単純な事実問題であって、決定によって存在したり不存在になったりするものではない。

文書不存在ということは廃棄したのであろうか。そうだとすれば、文書保管義務違反である。警察本部長が条例の実施機関となったのは平成14年4月1日であるから、それより前に作成・取得した文書は、条例上直接に開示義務を負うものではないかもしれない。だからといって、文書を廃棄して良いことにはならない。仮に、廃棄していないなら文書不存在のはずがない。いずれにしても、実施機関の説明は理由になっていない。

実施機関は、条例の適用外の文書であるから不存在決定をしたと説明する。しか

し、そもそも実施機関は、条例第18条第2項の規定により不存在決定をしたのである。条例の適用外であるが、条例によって決定するなどということはありません。

(2) 実施機関の主張

群馬県警察本部長における条例の施行日は、条例附則第1項において、「第2条第1項及び第26条中公安委員会及び警察本部長に係る部分の規定は、規則で定める日から施行する。」と規定している。これを受け、施行日については、群馬県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則（平成13年群馬県公安委員会規則第1号）により、警察本部長及び公安委員会にあっては平成14年4月1日とし、警察署にあっては平成15年4月1日とした。条例附則第3項において「この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関の職員が作成し、取得した公文書について適用する」こととしている。よって、施行日前に職員が作成し、又は取得した公文書は、条例による公文書開示請求の対象とならないこととされている。

開示請求を受けた公文書は、「平成12年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」というものであり、条例施行日前に作成し、又は取得された文書である。

前述したとおり、条例附則第3項において「この条例の規定は、施行日以後に実施機関の職員が作成し、取得した公文書について適用する」こととされている。

開示請求を受けた公文書は、警察本部長の条例の施行日である平成14年4月1日以降、作成又は取得した文書としては保有していないことから、公文書不存在を決定したものである。

第5 審査会の判断

争点（条例施行日前の公文書に対する不存在決定について）

請求人は、事実上存在する公文書について不存在決定をすることは出来ないと主張する。

審査会において確認したところ、実施機関が本件公文書について、規則によって定める条例の施行日以後に作成、取得した公文書ではないとする説明に特段不合理な点は認められなかった。

条例施行日前に作成、取得した公文書が開示請求された場合は、条例の対象外とも考えられるが、場合により条例施行日以後に再度取得している可能性も否定できない。そのため、開示請求を手続上拒否するのではなく、条例の対象となっている公文書を実施機関が保有していないという理由により公文書不存在の決定をすることが直ちに条例違反になるとは認められない。

以上により、本件公文書は条例適用文書としては不存在であると認められ、「第1審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付帯意見

本件請求について、実施機関は条例施行日以降作成又は取得した公文書を保有していないという理由で不存在決定を行ったが、決定通知における公文書が存在しない理由欄において、条例の対象となる公文書ではないため開示できない旨の教示に努め

るべきであったとの意見があったことを申し添える。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 2月23日	諮問
平成17年 3月16日	諮問庁からの理由説明書を受領
平成17年 4月13日	審査請求人からの意見書を受領
平成17年 8月23日 (第114回審査会)	審議(本件事案の概要説明、実施機関の口頭意見陳述、審査請求人の口頭意見陳述)
平成17年 9月20日 (第115回審査会)	審議
平成17年10月13日	答申